

暴力団排除に関する特約

(趣旨)

- 1 芦屋市（以下「甲」という。）及び_____（以下「乙」という。）は、甲が使用を許可し、乙が使用する末記の市有財産について、芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号。以下「条例」という。）第7条及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱（平成25年7月実施。以下「要綱」という。）の規定に基づき、暴力団を利することとならないよう必要な措置を講じることとし、以下の各項のとおり合意する。

(使用許可を受けた市有財産の使用における暴力団等の排除)

- 2 乙は、許可を受けた市有財産の使用に伴い、暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）（以下これらを「暴力団等」という。）から使用の妨害その他不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、甲に報告し、兵庫県芦屋警察署長（以下「警察署長」という。）に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(役員等に関する情報提供)

- 3 甲は、乙が暴力団等に該当しないことを確認するため、乙に対して、その役員等（要綱第2条第2号に規定する役員等をいう。以下同じ。）の名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
- 4 甲は、乙から提供された情報を警察署長に提供することができる。
- 5 甲は、乙が暴力団等に該当するか否かについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(警察署長から得た情報の利用)

- 6 甲は、警察署長から得た情報を他の業務において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関（芦屋市個人情報保護法施行条例（令和4年芦屋市条例第23号）第3条に規定する実施機関をいう。以下同じ。）及び議会に提供することができる。

(甲の使用許可取消権)

- 7 甲は、次のいずれかに該当するときは、当該使用許可を取り消しすることができる。この場合においては、芦屋市契約約款及び市有財産賃貸借契約書等（甲の解除権、解除に伴う措置等）の規定を準用する。
- (1) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が暴力団等であることが判明したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、乙が正当な理由なく当該使用許可の条項に違反し、その違反により暴力団を利する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(使用許可取消に伴う措置)

- 8 前項の規定による使用許可取消に伴い、乙その他関係者に損害が生じた場合であっても、乙は甲に対してその損害を請求することはできない。
- 9 乙が暴力団排除に関する特約の各条項に違反したときには、使用許可の取消、損害賠償請求その他の甲が行う一切の措置について異議を述べることはできない。

(誓約書及び役員名簿の提出)

- 10 乙は、この使用許可にあたって、甲に対し、次の事項に関しての誓約書に加え、役員名簿を提出するものとする。
- (1) 乙が暴力団等でないこと。
- (2) 乙が前号のほか、暴力団排除に関する特約の各条項に違反したときには、使用許可の取消、損害賠償請求その他の甲が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- (3) 甲が、乙が暴力団等に該当するか否かを確認するために、その役員等の名簿その他の情報の提供を求めた場合には、乙は速やかに必要な情報を甲に提出すること。
- (4) 甲が、乙が暴力団等に該当するか否かを確認するために、乙から提供された情報を警察署長に提供し、警察署長の意見を聴くことに承諾すること。
- (5) 甲が、警察署長から得た情報を他の業務において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、

又は他の実施機関が第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために提供することに承諾すること。

(6) 乙は、許可された市有財産の使用に伴い、暴力団等から不当介入を受けたときには、甲に報告し、及び警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。

(乙からの協力要請)

1 1 乙は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、甲及び警察署長に協力を求めることができる。

使用許可の対象市有財産

(申請者)
住 所
(所在地)
氏 名
〔法人名〕
代表者名

印

(許可者)
兵庫県芦屋市精道町7番6号
芦屋市
芦屋市長 高 島 峻 輔 印